

指導参考事例③

テーマ：「危険ドラッグ」って法律違反にならないの!?

1. 目標

「危険ドラッグ」に関する知識や危険性を正しく理解する。一回の過ちで、自分の夢や希望をつかめなくなる恐れがあることを学び、「危険ドラッグ」を絶対に乱用しないよう、誘われた場合の断り方を学ぶ。

2. ねらい

1) 「危険ドラッグ」とはなにかを正しく理解する。

①「危険ドラッグ」には、既に法律で規制されている覚醒剤や大麻の成分の一部分だけを変えた成分が含まれている。覚醒剤や大麻は、取締法において構造式で定義されるため、一部分だけでも変えられると取締法が適用されなくなる。しかし、覚醒剤や麻薬と同等の作用をもつ薬物である。

⇒ 幻覚、幻聴、妄想、錯乱嘔吐、意識障害・・・

②それどころか、一部分を変えたことにより、より毒性の強い薬物になっている場合もあり、逆に全く成分が入っていない場合もあり得る。

全く得体の知れない薬物である。⇒ それを自分の体に入れますか？

実際に店頭で販売されていた「危険ドラッグ」の例（府警 HP より）



植物片状のもの



液状(リキッド状)のもの

2) 実際に「危険ドラッグ」による多くの健康被害の事例が報道されていることを学ぶ。

大阪府では、府と府警が連携した取締りにより平成27年3月末に路面販売店を撲滅して以来、路面販売店は確認されていないが、インターネット等において引き続き販売されている。

①大阪ミナミ暴走事故

2012年、大阪ミナミの繁華街で、女性2人が暴走車にはねられ負傷した事故。

「ハーブ（危険ドラッグ）を吸いながら運転した」と供述。

②愛知暴走事故

2012年、危険ドラッグを吸引した男が車を運転し、高校生をはねて死亡させた事故。

③池袋暴走事故

2014年、東京都西池袋の歩道で乗用車が暴走し、多数の死傷者が出た事故で、

「池袋周辺で買ったハーブ（危険ドラッグ）を運転前に車中で吸い、途中から全く記憶がない」と供述。

3) 「危険ドラッグ」が犯罪となることもある。

「危険ドラッグ」の成分は覚醒剤や大麻の成分の一部が変えられているため、取締法は適用されない。しかし、別の法律（医薬品医療機器等法）で指定された成分や、府知事により指定された成分である場合、所持・使用・購入するだけで犯罪となる。

4) 実際に誘われた場合の「断り方」をひとつでも多く考える。課題を自分事ととらえて自身で考え、他者の意見を聞いて自分の考えを深める。

- 「仲間外れにされるかも」「仲の良い友達だから断りづらい」と思うかもしれないが、心身に悪影響を及ぼすものを勧める人は、本当の仲間でも友達でもないことを理解する。
- 「はっきり、きっぱり」断ると相手が諦める可能性が高くなる。
- 言葉で断れない場合、少しでも早くその場から立ち去ることが重要。

5) 薬物乱用は1回でもダメ。1回の過ちで、自分の夢や希望をつかめなく恐れがあることを学ぶ。

3. 進行表

時間	活動	教員の作業・留意点
3分	①目標を確認する。	○ワークシートを配付する。 ○目標を説明し、何を学習するかを明確にする。
19分 (22分)	②前掲のスライド資料により基礎知識を学ぶ。	○スライド資料を見せて(配付して)、講義形式で基礎知識を学ばせる。
3分 (25分)	③グループワーク ワークシートの「課題1」についてグループで話し合う。話し合いながら記入していく。	○スライド資料から得た基礎知識を活用し、「危険ドラッグ」とは何か、どんな特徴があるかを話し合ってもらう。 ○どんな悪い作用があるかについても話し合わせ、記憶の定着につなげる。
7分 (32分)	④グループワーク ワークシートの「課題2」についてグループで話し合う。 いくつかのグループに発表してもらう。	○乱用した場合の様々な悪影響について考え、話し合ってもらう。 話し合いが進まない場合は、「身体的」「精神的」「社会的」な影響を考えるよう促す。
15分 (47分)	⑤グループワーク ワークシートの「課題3」についてグループで話し合う。 いくつかのグループに発表してもらう。	○実際に誘われた場合の断り方をひとつでも多く考えさせ、聞かせる。 ○発表させる生徒を誰にするかも重要。 クラスの盛上げ役が適任者。
3分 (50分)	⑥まとめ	○この時間の目標を再度説明し、「危険ドラッグ」をはじめとする薬物の乱用は1回でもダメと理解させる。 ○ワークシートを回収する。